

～建物関係者の皆様へ～

# こんなこと思い立ったら**工事の前に...** **消防署へ相談**してください！！

※個人の住宅は除く。ただし、住宅兼店舗等の場合や住宅から店舗等に変更する場合は該当。

- 増改築、増床、隣接建物との接続工事



- 窓や扉など、開口部の閉鎖工事



- 貸物件入居に伴う内装や間仕切り工事、用途変更



【思いがけない消防法違反を防ぐために】

増築や用途変更等により、それまで不要だった**消防用の設備**や**防火管理者の選任**が必要になることがあります。



必要なのにない（いない）＝消防法違反

違反を解消するには・・・

- ①設備を設置する。防火管理者（資格必要）を選任する。
- ②設備がいらなくなるようにまた工事。テナント退去。



どちらにしても**想定外の費用**がかかります。

重大な消防法違反が解消されない場合は？

- ①建物の名称、住所、違反内容を消防本部のホームページで公表します。
- ②消防法に基づく『命令』を受ける場合があります。
- ③罰則を求めるために、捜査機関に告発することがあります。



違反予防のために、事前相談をお願いします。  
窓口は

十日町地域消防本部予防課

TEL 757-1557